

校長発訓第 1 1 号

昭和 38 年 4 月 4 日

各部課長

殿

各学群長

防衛大学校長

### 自衛官訓練要綱について（通達）

改正 昭和 57 年 7 月 26 日防大総第 545 号

昭和 59 年 8 月 18 日防大総第 564 号

昭和 60 年 4 月 24 日防大総第 303 号

平成 12 年 4 月 1 日防大総第 339 号

平成 13 年 2 月 1 日防大総第 94 号

標記について、別冊のとおり定める。

添付書類：別冊 自衛官訓練要綱

別冊

### 自 衛 官 訓 練 要 綱

#### 目 次

第 1 章 総則

第 2 章 訓練に関する職責

第 3 章 自衛官訓練の区分

第 4 章 訓練の計画及び実施

第 5 章 報告

#### 第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この要綱は、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、技術研究本部及び契約本部組織規則（昭和 29 年総理府令第 39）第 12 条第 3 号の規定に基づき、防衛大学校における自衛官訓練に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において用いる用語の意義は、それぞれ当該各号に示すとおりとする。

(1) 「自衛官」とは、防衛大学校に勤務する自衛官をいい、研究科の学生は含まない。

(2) 「共通訓練」とは、陸上・海上・航空の各自衛官区分にかかわらず、すべての自衛官を対象とする訓練をいう。

(3) 「専門訓練」とは、陸上・海上・航空の各自衛官区分にしたがい実施する訓練をいう。

(訓練の目的)

第3条 防衛大学校における自衛官訓練においては、自衛隊の使命に基づき、自衛官本来の任務遂行に必要な能力の維持向上を図るとともに、防衛大学校勤務自衛官として必要な知識技能を錬成することを目的とする。

(訓練の方針)

第4条 自衛官本来の任務遂行に必要な能力の維持については、各自衛隊の教育と連係して、学生教育に支障を与えない範囲において、積極的にそれぞれの階級・特技等に応ずる個人としての既修能力の維持を図るとともに、特に尉官及び曹等に対しては、更に基礎的技能の向上を図り、もって部隊勤務との間に間隙を生ぜしめないよう着意する。

2 防衛大学校勤務自衛官として必要な知識、技能を錬成するに当たっては、特に防衛大学校の使命を自覚させるとともに、教育指導能力の向上を図るものとする。

## 第2章 訓練に関する職責

(幹事)

第5条 幹事は、自衛官訓練全般について学校長を補佐する。

(訓練部長)

第6条 訓練部長は、自衛官訓練に関し学校長の命をうけ方針を指示し、これを指導監督する。

(訓練課長)

第7条 訓練課長は、訓練部長の命をうけ自衛官訓練全般について企画するとともに、その実施を総括する。

### 第3章 自衛官訓練の区分

(区分)

第8条 自衛官訓練を幹部訓練と曹士訓練に区分する。

2 幹部訓練・曹士訓練をそれぞれ共通訓練、陸上自衛官訓練、海上自衛官訓練、航空自衛官訓練に細分する。

(幹部訓練)

第9条 幹部訓練は、幹部に必要な徳操を養い、かつ、それぞれの職種・階級に応ずる指揮法、教育法、統率その他必要な事項を訓練し、階級相当の識能を維持向上させるとともに、防衛大学校教官としての指導能力の向上を図る。

2 幹部訓練の基準は、別紙のとおりとする。

(曹士訓練)

第10条 曹士訓練は、曹士に必要な徳操を養い、かつ、それぞれの職種・階級・特技に応ずる技能及び指揮法等を訓練し、階級相当の識能を維持向上するとともに、防衛大学校助教としての教育法、その他事務処理能力の向上を図る。

2 曹士訓練の基準は、別紙のとおりとする。

### 第4章 訓練の計画及び実施

(年度訓練実施計画)

第11条 訓練部長は、訓練基準表及び陸・海・空各自衛隊の教育訓練計画に

準拠し、学校長の承認を得て、当該年度における自衛官訓練の細部を示すものとする。

(年度訓練実施計画作成上着意すべき事項)

第12条 年度訓練実施計画作成に当たっては、特に次の点に着意するものとする。

- (1) 陸・海・空各自衛隊の教育訓練計画と連係してその機会を活用するとともに、部隊の実習、見学等によつて部隊の実情を把握させ自衛隊官としての自覚を深めさせる。
- (2) 防衛大学校の組織及び教育の環境を積極的に活用して徳操の育成を図り、また陸・海・空各自衛隊相互の理解を深めさせる。
- (3) 学校行事との調整により、学生教育に支障をきたさないよう配慮するとともに、努めて学生教育の場を直接利用して教育指導能力の向上を図る。
- (4) 階級及び素養に応ずる教育対象の区分を適切にし、訓練を効果的に実施する。

(訓練実施細部計画)

第13条 訓練を担当する教官は、必要に応じ更に細部の実施計画を作成するものとする。

(訓練の実施上の着意すべき事項)

第14条 訓練の実施に当たっては、諸準備を周倒にし、かつ、各人の既修素養を活用して啓発的に訓練を実施するとともに、安全管理に留意し不測の危害発生の防止に努めるものとする。

## 第5章 報告

(成果報告)

第15条 訓練を担当した教官は、訓練終了後10日以内に訓練実施成果報告を訓練部長(気付先:訓練課長)に提出するものとする。

2 訓練部長は、前項の成果報告をまとめ分析検討を加え、主要な訓練については、その都度結果を学校長に報告するものとする。

また、次年度当初までに年度の訓練成果を学校長に報告するものとする。

訓練基準表

訓練別	課 目	細 目 等	対 象	実施基準
共通訓練	使命徳操		全	年 2h×2
	内外情勢		全	月 1h×1
	防衛大学校一般		新任幹部	年 1W×2
	けん銃射撃		全	年 4h×1
	車両訓練	大型免許取得	未修者	年 4W×1
	体力測定		40才以下	年 4h×1
	幹候校研修	在職中1回を基準とする。	全	年 5日×1
	スキー講習	文部省 菅平講習	訓練部	年 2人×1W
	年間飛行		操縦手	年 90h
	その他	課外講演 一般講義等の聴講	全	
陸上自衛官訓練	戦術	図上戦術	1尉以下	月 4h×1
		現地戦術	2佐以下	年 1W×1
	部隊実習	各戦種毎	1尉以下	現地戦術かいずれか1W×1
	見学実習	自衛隊演習参加	1佐以上	年 2人×1W
	教育法	野営訓練偵察を兼ねる。	訓練部	年 4日×2
	講習受講	自衛隊講習参加	指名者	陸幕との調整による。
海上自衛官訓練	実習	艦隊実習	2佐以下	いずれか
		航空実習	2佐以下	年 1W×1
		機関実習	2佐以下	年 1W×1
	講習受講	自衛隊講習参加	指名者	海幕との調整による。
	見学実習	自衛隊演習参加	2佐以上	年 2人×1W
	教育法	機動艇巡航等	訓練部	年 4日×1
	普及教育	海幕方針の伝達演習等の普及	全	その都度

航空自衛官訓練	実習	航空基地研修	2佐以下	いずれか
		部隊実習	2佐以下	年 1W×1
	講習受講	自衛隊講習参加	指名者	空幕との調整による。
	見学実習	自衛隊講習参加	2佐以上	年 2人×1W
	教育法	グライダー教官教育	指名者	年 1W×1
	普及教育	空幕方針の伝達、新教範演習等の普及	全	その都度
共通訓練	精神教育	使命、徳操、内外情勢	全	月 1h×1
	防衛大学校一般		新任曹	年 1日×2
	車両訓練	大型免許取得	未修者	年 4W×1
	車両訓練	錬成訓練	免訓取得者	年 3日×1
	体力測定		40才以下	年 4W×1
	文書		全	年 2h×1
陸上自衛官訓練	実員指揮	小部隊指揮	全	年 4h×4
	実弾射撃	64式7.62mm小銃又はけん銃	全	年 4h×1
	部隊実習	特技教育	全	年 1W×1
	服務法規		全	年 4h×1
	教育法	野外訓練偵察を兼ねる。	訓練部	年 4日×2
海上自衛官訓練	実習	艦隊実習	全	いずれか
		航空実習	全	年 1W×1
		機関実習	全	年 1W×1
	教育法	機動艇巡航等	全	年 4日×1
服務法規		全	年 4h×1	
航空自衛官訓練	部隊実習	特技教育	全	年 1W×1
	服務法規		全	年 4h×1
	教育法	グライダー助教教育	指名者	年 1W×1

### 自衛官訓練要綱設定の主旨

- 防大の自衛官訓練に関しては、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、技術研究本部及び契約本部組織規則（昭和29年総理府令第39号）第12条訓練課の第3号に「自衛官訓練に関すること。」とのみ示され、訓練課の所掌業務であることのみは明確であるが、その目的、実施要領等なんら準拠すべき規定がなく、したがって従来、計画担当者、予算主務者等の解釈もまちまちで、各年度を通じて計画の一貫性がなく、予算措置の面でも毎年問題が生じていたので、この際10年間の実績にかんがみまた防衛大学校勤務の特殊性

を勘案して、防衛大学校自衛官訓練についての考え方を確立し、訓練の一貫性と効率化を図る必要がある。

## 2 本要綱の要点

### (1) 教育のねらい

防大の固有の職務を完全に遂行する一方、自衛官としての本来の任務遂行の能力を向上まで企画することは若干無理があるので、一般的には既修能力の維持を主眼とするのが至当であろう。

ただし、尉官及び曹士については最も伸びる時期に相当し、又既修能力上、自学研さんが困難な面も多く、本校勤務間の空白の影響は将来の部隊勤務を大きく左右するので（過去においても悪例が多い。）彼等については既修事項の維持を図るのみならず基礎的な事項について（例えば、陸の戦術能力等）在校間更に能力の増進を図り、他日部隊勤務をした場合、間隙を生じないように配慮する必要がある。

したがって教育の主対象は尉官以下にある点を明確にした。

(2) 10年間の実績にかんがみ従来の自衛官訓練を整理統合し、筋のとあったものとするとともに、実効が上るように考慮した。

(3) 固有の職務に基づく所謂職場教育は自衛官訓練の対象には入れず別に各部課、教室で計画するが、自衛官訓練とも関係が深くかつ、予算を伴うものは、とりあげている。

(4) 入校準備教育（CGS等）は、その性格上規程として表面に出せないのので別に計画することとした。